

第二種施設の施設管理者の皆様へ

改正健康増進法の全面施行に伴い、

令和2年4月1日から 原則屋内禁煙です



たばこによる健康影響

たばこの先から出る**副流煙**には、
喫煙者が吸い込む主流煙よりも

- ニコチン 2.8倍
- タール 3.4倍
- 一酸化炭素 4.7倍

ベンゾピレン、ニトロソアミン等
約70種類の発がん性物質が含まれ
ます
(主流煙の数倍～数十倍)

国民の**8割**以上は**非喫煙者**

たばこを吸う人は、望まない受動喫煙が
生じないように周囲に配慮しましょう

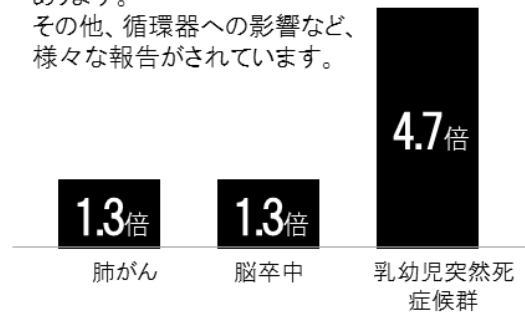
非喫煙者は、たばこの煙に対する感受性が高く、煙を吸うと少しの量でも大きな健康影響を受けるとい報告もあります。

喫煙者には、望まない受動喫煙が生じないよう配慮する義務があります。

受動喫煙にさらされている人は
病気にかかりやすくなります

保護者の喫煙により子どもの呼吸器症状
や呼吸機能の発達に影響が及ぶことも
あります。

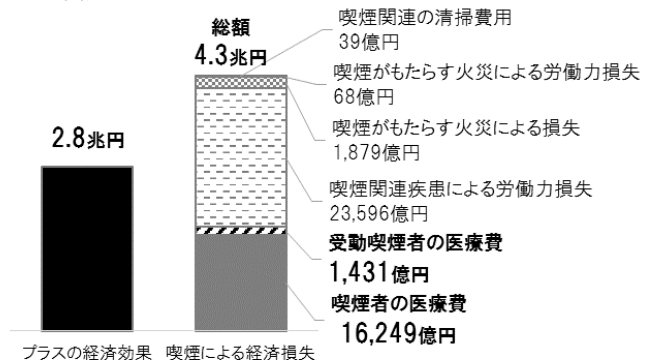
その他、循環器への影響など、
様々な報告がされています。



➤ 受動喫煙による死亡数 約1.5万人(年間)

➤ 能動喫煙による死亡数 約12～13万人(年間)

喫煙によるコスト



喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成28年8月)を基に作成

佐世保市 保健福祉部 健康づくり課

電話 0956-24-1111 内線 5531・5533・5534・5536
〒857-0042 佐世保市高砂町 5-1



改正法の基本的考え方

① 「望まない受動喫煙」をなくす

屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者が、受動喫煙にさらされる状況に置かれることがないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくすことです。

② 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

受動喫煙による健康影響が大きい **20 歳未満の子ども、患者等が主に利用する施設や屋外では、受動喫煙対策を一層徹底**することです。

③ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」を防止するために、施設の類型・場所ごとに、利用者の違いや健康影響の程度に応じた禁煙措置や喫煙場所の特定、標識の掲示義務等の対策を講ずることです。

喫煙者と施設の管理権原者には、次の配慮義務が課せられています。(法第 27 条)

喫煙者

喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

管理権原者

喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

- 屋外の施設であっても、子ども等が多く集まり利用する施設については、望まない受動喫煙の防止のため、喫煙場所を設置する際には特に配慮してください。

「**屋内**」とは、次に該当する場所です。

外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所です。

屋根がない場合や一部にしか屋根がない場合には屋外として取り扱います。

- 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないよう、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。

「**第二種施設**」とは、次の施設です。

2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。飲食店、事業所の事務所、工場、ホテル、旅館、旅客運送事業船舶、鉄道等。

- 改正後の健康増進法施行令及び健康増進法施行規則に規定する教育施設等に該当しないものは、第一種施設には該当しませんが、第一種施設に該当しない施設(第二種施設や屋外)であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する施設については、第一種施設と同様に敷地内禁煙の措置を講ずることが望ましいとの考えが国から示されています。

喫煙禁止場所は、次の場所です。(法第 29 条)

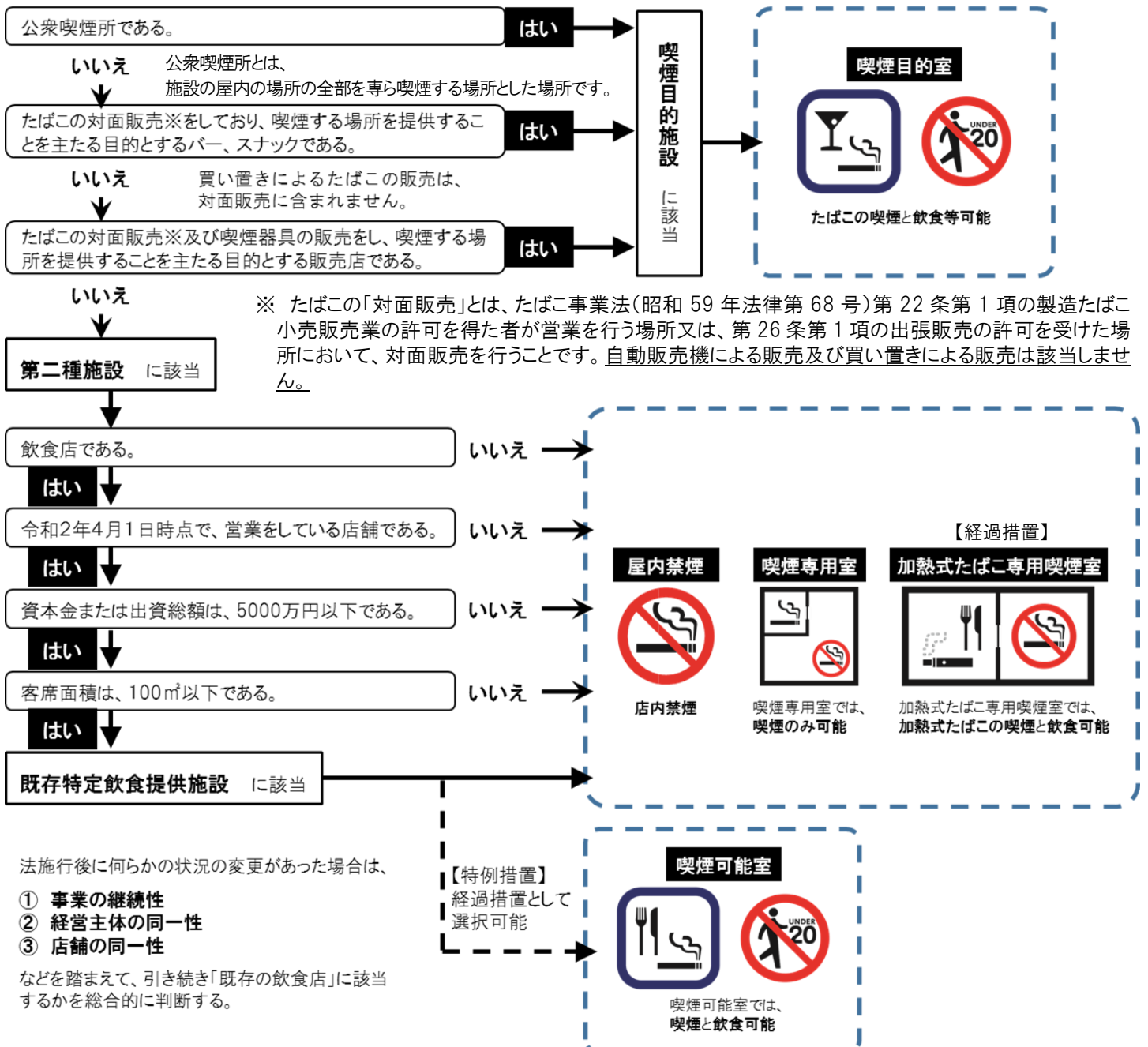
屋内においては、所定の要件に適合した喫煙室以外での喫煙は禁止です。

- 特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の第一種施設の場所(屋外を含む敷地内すべて)
- 喫煙専用室の場所及び喫煙関連研究場所以外の第二種施設の屋内の場所
- 喫煙目的室以外の屋内の場所
- 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機の内部の場所
- 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶の喫煙専用室以外の内部の場所





第二種施設の屋内に設置することができる喫煙室は、次のとおりです。

喫煙には、事業者の分類に沿った専用の各種喫煙室の設置が必要です。

設置可能な喫煙室のタイプは、事業者分類に沿ったものを選ぶ必要があります。



各種喫煙室の違いは、次のとおりです。 ※喫煙室を設置の際は、必ず標識の掲示が必要です。

		喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室
					
場所	屋内の一部	○	○	○	○
	屋内の全部	×	×	○	○
喫煙	紙巻たばこ	○	×	○	○
	加熱式たばこ	○	○	○	○
飲食等の提供		×	○	○	○
広告・宣伝等への明示		-	○	○	○
経過措置		-	○	○	-
適合施設		一般的な事業者、飲食提供施設	一般的な事業者、飲食提供施設	既存特定飲食提供施設に限定	喫煙目的施設に限定
市(健康づくり課)への届出		-	-	○	-

↓
P5 へ

↓
P6 へ

↓
P7、8 へ

↓
P9、10 へ

- ・ 厚生労働省令で定められた技術的基準等の設置要件を満たさない喫煙所は設置できません。
- ・ 厚生労働省令で定められた技術的基準等の設置要件を満たす、上記の喫煙室を設置した場合は、技術的基準に適合する状態を維持しなければなりません。
- ・ 厚生労働省令で定められた技術的基準に適合しなくなったときは、当該喫煙室の供用を停止しなければなりません。

20 歳未満は、喫煙を目的としない場合であっても、屋内・屋外全ての喫煙室及び喫煙設備への立入が禁じられます。



- 20 歳未満の者が、当該施設の喫煙室以外の部分の利用のために、喫煙ができる場所を一時的に通過せざるを得ないと認められる場合は、指導等の対象になりません。通過せざるを得ないと認められる事例としては、例えば、施設の1階部分の全体が喫煙可能室となっており、2階部分が居宅となっている場合等において、当該喫煙可能室の室内を通過しなければ居宅部分に行くことができないため立ち入る場合が想定されます。
- 20 歳未満の従業員(出入りの業者を含む。)が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20 歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合は、上記の「通過せざるを得ない場合」に該当せず、20 歳未満の者が喫煙場所に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。
- 店内を全面喫煙可能とした場合、経営判断で特定の時間帯を禁煙とすることはできますが、その場合であっても二十歳未満の者を立ち入らせてはいけません。

各種喫煙場所の設置要件等は、次のとおりです。

喫煙専用室(法第 33 条)

- 一般的な事業施設、飲食提供施設に適合
- 屋内の一部に設置可能
- 紙巻きたばこと加熱式たばこの喫煙のみが可能(喫煙以外は禁止)



<設置要件>

➤ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合していること(経過措置あり P11 参照)

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

- 喫煙専用室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能です。この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速 0.2m 毎秒以上を満たしていることが必要となります。なお、通常の換気扇で屋外排気を行っている場合、のれん・カーテン等を適切に設置することによりこの基準を満たすことが可能となります。
なお、扉を閉めている状態の時には、のれん、カーテン等は横に避けておき、扉を開けて人が出入りする際に、のれん、カーテン等で覆うということも可能です。

➤ 標識の掲示

1 喫煙専用室標識	2 喫煙専用室設置施設等標識
喫煙専用室出入口の見やすい個所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい個所に掲示
 <p style="text-align: center;">喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">20歳未満の者は立ち入り禁止。 [喫煙には、加熱式たばこもあつてかまいません。]</p>	 <p style="text-align: center;">喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">[喫煙には、加熱式たばこもあつてかまいません。]</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙専用室が設置されている旨

<注意> 喫煙専用室を専ら喫煙ができる場所としないこととしたときには、標識を除去しなければなりません。

➤ 喫煙専用室へ 20 歳未満立入禁止

喫煙を目的としない場合であつて、従業員であつても、20 歳未満の人は喫煙エリアに立ち入ることはできません。

20 歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設管理者は、罰則の対象となります。

- 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であつても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があります。
なお、このような場所が加熱式たばこ専用の喫煙室としての基準を満たすものである場合においては、当該場所で飲食等も可能となります。

加熱式たばこ専用喫煙室(法附則第3条)

- 一般的な事業施設、飲食提供施設に適合
- 屋内の一部に設置可能
- 加熱式たばこの喫煙が可能(喫煙以外の飲食等も可能)(経過措置)

<設置要件>



- たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合していること(経過措置あり P11 参照)

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

第二種施設の屋内又は内部の場所が複数階に分かれていて、加熱式たばこのみを喫煙できる場所を1又は2以上の階の全部の場所とするときは、加熱式たばこの煙が喫煙をできる場所から喫煙禁止の階に流出しないように区画され、その他の喫煙禁止の階へのたばこ煙流出防止措置が講じられていること。

- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

- 標識の掲示

1 加熱式たばこ専用喫煙室標識	2 加熱式たばこ専用喫煙室設置施設等標識
加熱式たばこ専用喫煙室出入口の見やすい個所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい個所に掲示
 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room <small>20歳未満の方は立ち入れません。</small></p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該場所が加熱式たばこの喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている旨

- <注意> 加熱式たばこ専用喫煙室を加熱式たばこの喫煙ができる場所としないこととしたときには、標識を除去しなければなりません。

- 加熱式たばこ専用喫煙室へ20歳未満立入禁止

喫煙を目的としない場合であって、従業員であっても、20歳未満の人は喫煙エリアに立ち入ることはできません。

20歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設管理者は、罰則の対象となります。

- 広告又は宣伝を行う際は、ホームページや看板等で加熱式たばこ専用喫煙室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示しなければならないこと

喫煙可能室、喫煙可能店(法附則第2条)

健康づくり課への
届出が必要です

- 既存特定飲食提供施設のみ設置可能(特例措置*)
- 屋内の一部又は屋内の全部に設置可能
- 紙巻きたばこと加熱式たばこの喫煙が可能(喫煙以外の飲食等も可能)

*受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間

- たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合していること(経過措置あり P11 参照)



＜喫煙可能室＞ 屋内の一部に喫煙可能室を設置する場合

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

＜喫煙可能店＞ 屋内の全部を喫煙可能とする場合 ※ 20歳未満の者は、立入禁止(従業員を含む)

- ◇ 既存特定飲食提供施設の室外の場所が第二種施設等の屋内又は内部の場所の場合
 - ・ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ◇ 既存特定飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれていて、喫煙可能な場所が一又は二以上の階の全部の場所である場合
 - ・ たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階へ流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - ・ その他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること。

- 標識の掲示

屋内の一部に喫煙可能室を設置する場合		屋内の全部を喫煙可能室とする場合
1 喫煙可能室標識	2 喫煙可能室設置施設等標識	3 喫煙可能店標識
喫煙可能室出入口の見やすい個所に掲示	第二種施設の主たる出入口の見やすい個所に掲示	第二種施設の出入口の見やすい個所に掲示
 <p>喫煙可能室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の者は立入できません。 [喫煙、には、加熱式たばこもあつたこととされます。]</small></p>	 <p>喫煙可能室あり Smoking room available</p> <p><small>[喫煙、には、加熱式たばこもあつたこととされます。]</small></p>	 <p>喫煙可能店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の者は立入できません。 [喫煙、には、加熱式たばこもあつたこととされます。]</small></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該場所が喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可能室が設置されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該場所が喫煙をすることができる場所である旨 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

＜注意＞ 喫煙可能室又は喫煙可能店を喫煙ができる場所としないこととしたときには、標識を除去しなければなりません。

- 喫煙可能室へ20歳未満立入禁止

喫煙を目的としない場合であつて、従業員であつても、20歳未満の人は喫煙エリアに立ち入ることはできません。

20歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設管理者は、罰則の対象となります。

- 広告又は宣伝を行う際は、ホームページや看板等で喫煙可能室設置施設又は喫煙可能店である旨を明瞭かつ正確に表示しなければならないこと

- 既存特定飲食提供施設に該当することを証明する「客席部分の床面積に係る資料」及び「資本金の額又は出資の総額に係る資料」を備え、保存しなければならないこと

- 既存特定飲食提供施設の対象は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設」です。したがって、食品衛生法上の飲食店営業許可を取得しているも、客に飲食をさせるための設備(テーブルや椅子等)がなければ対象外です。
- 同一の建物にある複数の飲食店について、管理権原者が同一であっても、飲食店営業許可を別々に受けている場合は、それぞれが既存特定飲食提供施設の要件を満たすものであれば、それぞれ別の既存特定飲食提供施設となります。

令和2年4月1日以後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存特定飲食提供施設に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断することとなります。

◆ 引き続き既存特定飲食提供施設に該当する場合(例)

① 事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年4月1日より前から営業している店舗で、業態に変更がない場合 ○ 令和2年4月1日より前から営業している店舗で、業態の変更があった場合 (例: そば屋→ラーメン店)
② 経営者の同一性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合、いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる) ○ 個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合 ○ 法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合 ○ 個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(一年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合
③ 店舗の同一性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といった大規模改装等を行わずに、同じ場所で、営業している場合 ○ 壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)を変更しない場合 ○ 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合

次のような場合は、引き続き既存特定飲食提供施設に該当するものとは判断されません。

① 事業の継続性

- × 「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合
(例: 居酒屋→キャバレー)

② 経営者の同一性

- × 個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合
- × 法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

③ 店舗の同一性

- × 新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大規模改装を行った場合

喫煙目的室(法第 35 条)

○ 喫煙する場所を提供することを主たる目的とした①～③の要件のいずれかに該当する施設

① 施設の屋内の場所の全部を専ら喫煙する場所とした場所…**公衆喫煙所**

② 施設利用者に対して、たばこ事業法第 22 条及び第 26 条による製造たばこの販売許可を受けた者が、対面による販売を行い、当該施設の屋内の場所において喫煙所する場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に、飲食をさせる営業を行う施設(通常主食*と認められる食事を主として提供する施設を除く)
…**バー、スナック等**

*主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、麺類等が該当します。

③ 施設利用者に対して、たばこ事業法第 22 条及び第 26 条による製造たばこの販売許可を受けた者が、対面による販売を行い、又は、専ら喫煙器具の販売をし、当該施設の屋内の場所において喫煙所する場所を提供することを主たる目的とする施設(設備を設けて客に、飲食をさせる営業を行うものを除く) …**喫煙可能なたばこ販売店**

- 喫煙目的施設は「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設」であるため、単にたばこを販売しているだけでなく、商品の一定割合(約5割超)、たばこ又は喫煙に供するための器具を販売していることが必要であり、一般的なコンビニはこれに該当しないものとなります。

○ 屋内の一部又は屋内の全部に設置可能

○ 紙巻きたばこと加熱式たばこの喫煙が可能(喫煙以外の飲食等も可能)

ただし、通常主食として認められる食事の飲食を除きます。

- ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものです。
なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、20 歳未満の者を立ち入らせることはできません。


➤ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合していること(経過措置あり P11 参照)

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

屋内の1又は2以上の階のフロア全体を喫煙することができる場所としたときは、喫煙ができる階から喫煙禁止の階へたばこ煙の流出しないよう、壁、天井等によって区画され、その他の喫煙禁止の階へのたばこ煙流出防止措置が講じられていること。




➤ 標識の掲示

① 公衆喫煙所

喫煙目的室標識兼喫煙目的室設置施設等標識	
喫煙目的室出入口の見やすい個所に掲示 喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい個所に掲示	
 <p>公衆喫煙所 Public smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 喫煙には、禁煙たばこをお楽しみください。</small></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ・ 当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨 ・ 喫煙目的室が設置されている旨 	




<注意> 喫煙目的室の場所を喫煙ができる場所としないこととしたときには、標識を除去しなければなりません。

② 喫煙を主目的とするバー、スナック等

屋内の一部に喫煙目的室を設置する場合		屋内の全部を喫煙目的室とする場合
1 喫煙目的室標識	2 喫煙目的室設置施設等標識	3 喫煙目的店標識
喫煙目的室出入口の見やすい個所に掲示	喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい個所に掲示	喫煙目的施設の出入口の見やすい個所に掲示
		
<ul style="list-style-type: none"> 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙目的室が設置されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

<注意> 喫煙目的室の場所を喫煙ができる場所としないこととしたときには、標識を除去しなければなりません。

③ 喫煙可能なたばこ販売店

屋内の一部に喫煙目的室を設置する場合		屋内の全部を喫煙目的室とする場合
1 喫煙目的室標識	2 喫煙目的室設置施設等標識	3 喫煙目的店標識
喫煙目的室出入口の見やすい個所に掲示	喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい個所に掲示	喫煙目的施設の出入口の見やすい個所に掲示
 Smoking <u>room</u>		 Smoking <u>area</u>
<ul style="list-style-type: none"> 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙可能室が設置されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

<注意> 喫煙目的室の場所を喫煙ができる場所としないこととしたときには、標識を除去しなければなりません。

➤ 喫煙目的室(店)へ20歳未満立入禁止

喫煙を目的としない場合であって、従業員であっても、20歳未満の人は喫煙エリアに立ち入ることはできません。

20歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設管理者は、罰則の対象となります。

➤ 広告又は宣伝を行う際は、ホームページや看板等で喫煙目的室設置施設又は喫煙目的店である旨を明瞭かつ正確に表示しなければならないこと

➤ 喫煙目的室設置施設のうち、喫煙を主目的とするバー、スナック等の管理(権原)者及び喫煙可能なたばこ販売店の管理(権原)者は、たばこ事業法の製造たばこの小売販売業の許可又は、出張販売の許可に関する許可通知書(写しも可)を保存すること

＜技術的基準経過措置＞ 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室

○ 令和2年4月1日時点で、現存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等の第二種施設等に限り、屋内又は内部の場所に喫煙場所を定めようとする場合であって、当該第二種施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によって、各種喫煙室設置の技術的基準を満たすことが困難であるものに限る。

➤ 経過措置における技術的基準

- ・ 当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。
- ・ 「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」とは、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。)に排気されるものであること。

なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

1 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

2 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

➤ 標識の記載

- ・ 「脱煙装置によりたばこ煙を浄化排気」していることを表示すること。

- 喫煙ブースから排出された気体が喫煙室の外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る)、つまり禁煙エリアに排気されなければならず、喫煙ブース内への排気は禁止されているのは、喫煙ブース内に排気した場合、空気清浄機の排気の向きによっては、室外から室内へ向かう空気の流れを打ち消すこととなり得るため、結果として浄化されていない煙が喫煙ブースの出入口から喫煙ブース外へ漏れ出ることとなります。このように、喫煙ブース内での空気の循環だけでは、たばこの煙の流出を防止することができないため、喫煙ブース外への排気を求めています。

参考

各種喫煙室等を設置した場合、施設管理(権原)者は、技術的基準(経過措置における技術的基準を含む)に適合した状態を維持しなければいけません。定期的に粉じん計及び風速計による計測確認を行っていただくことが推奨されており、厚生労働省ホームページでは、「たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」、「たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定結果記録用紙」、「脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例」及び「脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定結果記録用紙の例」が示されています。

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>



改正法では、禁煙とされている場所において**時間分煙は認められません。**

望まない受動喫煙を防止するため、喫煙可能な場所を特定した上で、それ以外の場所では禁煙となることが改正法の基本的な考え方です。

時間分煙については、どのくらいの時間が経過すれば煙が無害化するかがわからないため、禁煙とされている場所において時間を特定し喫煙可能とすることは、認められません。

喫煙可能な場所を経営判断により特定の時間帯のみ禁煙とすることはできますが、この場合、禁煙の時間帯においても20歳未満の者は立ち入らせてはいけません。たとえ従業員であっても20歳未満は立入禁止です。

施設の管理(権原)者には、受動喫煙防止の措置を講じる**義務**があります。

義務違反時には、**罰則(過料)**が適用されることがあります。

- 施設等の管理権原者と管理者は喫煙が禁止された場所に喫煙道具、設備(灰皿等)を設置してはなりません。
- 喫煙禁止場所において喫煙する人がいたら、退出または喫煙の中止を求めるよう努力しないといけません。
- 20歳未満の人を喫煙ができる場所へ立ち入らせてはいけません。

法に規定された義務に違反した者について次のような罰則規定が設けられています。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△	○ (命令に限る)	○ (30万円以下)
全ての者	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○ (50万円以下)
施設等の管理権原者、 施設等の管理者	喫煙器具・設備等の撤去等	○	○	○ (50万円以下)
施設等の管理権原者	喫煙室の基準適合	○	○	○ (50万円以下)
施設等の管理権原者	施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	○	○	○ (50万円以下)
施設等の管理権原者	施設標識の掲示施設標識の除去	○	—	○ (30万円以下)
施設等の管理権原者	書類の保存 (喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○ (20万円以下)
施設等の管理権原者、 施設等の管理者	立入検査への対応	—	—	○ (20万円以下)
施設等の管理権原者、 施設等の管理者	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止	○	—	—
施設等の管理権原者、 施設等の管理者	広告・宣伝 (喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)	○	—	—

- 管理者は事実上、現場の管理を行っている者(現場で監督者として一定の管理・監督を行う者)が該当します。具体的にどのような者がこれに該当するかは個々の契約の内容等によることとなりますが、例えば、店長、施設長、工場長といった者は、管理者に該当することが想定されます。
また、いくつかの店舗を担当している者(いわゆるエアーマネージャー等)なども、現場の管理を行う者として管理者に該当することが想定されます。
- 学生等のアルバイトが一人で現場の管理を行っている、いわゆるワンオペレーション等、現場で監督者として一定の管理・監督を行っていると言える場合には、管理者に該当します。
なお、このような場合においては、一人で管理を行っているアルバイトの者の他に、管理者として当該施設を管理する者(例えばエアーマネージャー等)を設定・配置すること等が望まれます。

適用除外となる場所は、次のような場所です。(法第40条)

人の居住の用に供する場所、宿泊施設の客室(個室)等の**私的な利用場所**は、屋内であっても改正法の適用は受けません。

＜注意＞ 簡易宿所営業施設及び下宿営業施設は、改正法が適用されます。

- 事業者が経営判断として、客室を禁煙ルーム・喫煙ルームと分けることは妨げられませんが、同一の部屋を日によって禁煙・喫煙と変更することは望ましくありません。
また、喫煙ルームとした場合は、従業員であっても20歳未満の当該場所への立ち入りは禁じられます。
- 喫煙禁止場所に駐車している車には、改正法が適用され喫煙が禁じられます。運行している場合は改正法の適用は受けません。

職場における受動喫煙防止

職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、労働安全衛生法第 68 条の 2 により、事業者は、屋内における労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。

改正健康増進法で義務付けられる事項及び労働安全衛生法第 68 条の 2 により事業者が実施すべき事項を一体的に示した「**職場における受動喫煙防止のためのガイドライン**」(令和元年 7 月 1 日 基発 0701 第 1 号)を国において策定されています。

このガイドラインには、求人時申込み時の受動喫煙防止対策の明示、勤務シフトや動線の工夫、喫煙室清掃時の配慮、業務車両での喫煙時の配慮や技術的基準を満たすための効果的な手法等の例などが示されています。

また、業務上であるか否かにかかわらず、受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に同行させることのないよう労働者へ周知すること等、事業者が配慮すべき事項が記載されていますので、ご確認ください。

- ガイドライン及び助成金や相談など受動喫煙防止対策に関する各種支援については、下記の厚生労働省のホームページをご確認ください。

職場における受動喫煙防止対策(労働安全衛生法)に関するホームページ

- ・ 厚生労働省(労働安全衛生法関係)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/anzen/kitsuen



事業者のみなさんへの 財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/anzen/kitsuen/index.html



【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf#P12>



受動喫煙防止対策助成金に関する問い合わせ

- ・ 長崎労働局(労働基準部 健康安全課)
095-801-0032

受動喫煙対策(健康増進法)に関するホームページ

- 厚生労働省受動喫煙対策特設ページ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>
- 厚生労働省受動喫煙対策のページ(国の通知文やQ&Aなど)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>



受動喫煙対策(健康増進法)に関するコールセンター

- 03-5539-0303 (受付時間 9:00~18:15 ※土日・祝日は除く)

用語解説

たばこ

たばこ及び加熱式たばこ。(たばこ事業法で定められた製造たばこ及び製造たばこ代用品。)

喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む)を発生させることをいう。

受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙(蒸気を含む)にさらされることをいう。

屋内

外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部をいう。

屋外

屋内に該当しない場所。

管理権原者

施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者。

管理者

事実上、現場の管理を行っている者。

第一種施設

二人以上の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設等受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設及び事務を行っている行政機関の庁舎。

第二種施設

二人以上の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設(一般事業所の事務所や工場、飲食店等)。

喫煙目的施設

二人以上の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙する場所を提供することを主たる目的とする公衆喫煙所、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等及び店内で喫煙可能なたばこ販売店をいう。